



# シーティング 補装具交付制度について

～首都圏開催シーティングシステム研究会より～

東京小児療育病院 理学療法士 宮本 久志

## ◆はじめに◆

本誌（Vol. 93 シーティングに関するネットワークその1）で紹介されたシーティングシステム研究会（以下SS研）では、坐位保持など姿勢保持への理解を深める目的で年5回の研究会を開催しています。各回毎に内容を決め、障害をもつ人々、子どもから老人までを対象とし検討を行ってきました。これまでには、姿勢保持に直接関連するようなこと（姿勢のとらえ方、機器の紹介、事例報告等）を中心にしてきましたが、平成8・9年度各一回、坐位保持装置・車椅子（補装具）の交付制度について開催しました。ユーザーの生活にとって必要かつ快適な姿勢の設定に関わる職種（医師、直接介護職員、教師、PT、OT等＝中間ユーザー）は、実際に機器をユーザーに提供していくにあたり、多くは公的給付サービス（交付）が受けられるように準備しています。その制度について理解を深め利用しやすいものにしていこうというものです。今回は平成9年6月に開催された第32回SS研の際、事前に会員の交付制度についての考え方アンケートした結果を紹介し、ごく一部の意見ではありますが制度について考える機会にしたいと思います。

## ◆アンケート方法、内容、結果◆

SS研案内の郵送時にアンケート用紙を同封し、ファックスで回収する方法をとりました。180か所に送付し45名の回答が寄せられました。アンケート内容と集計結果は表に示します。回答者全体の集計の内訳として職種別で分けました。Iの制度全般にわたる考えでは、3、4の“問題多し”が最も多く、次が5の“現状がわからない”。1、2の“現状容認”は1名のみであり、職種により制度に対する考え方方が違うことがわかります。3、4を選択した人で、問題と考える項目についてはどれも一様に捉えられており、その他で実状が紹介されています。また、5を選択した現状がわからない理由としてa、bが同数でした。IIの坐位保持装置申請への関わりの設問では申請経験者の内、約3割の人が却下されたことがあります、その理由の中でも、重度ケースにはいらないと判断されていたことが目立ちます。IIIのその他の意見は現状を変えて行く必要性について寄せられています。

## ◆アンケート結果が示すもの◆

本誌Vol. 93～97において兵庫県立身体障害者更生相談所の黒田氏が福祉用具とはなにかについて説明されたシリーズがあります。その中で「リハビリテーション関係者は『福祉用具』を実現するために、福祉用具の区別、関連する法制度とその運用についての知識と実務能力が今後一層求められることになる。」とあります。また、氏は1982年刊行の障害者問題研究第28号「補装具・日常生活用具給付制度をめぐる諸問題」の中でも同様のことを説明されています。15年以上を経た現在において、制度について理解が深まったとは、今回のアンケート結果をみる限り状況は変わっていないと思われます。黒田氏も現在の状況について「理解されていない、またされにくいようである。」とも述べておられます。近年、機器類の開発が進み、展示会等でユーザーが得る情報量は確実に増えています。しかし、公的給付サービスの制度を利用できるものか否かについての情報が伴っていません。行政が後援する展示会を見て「アメをしゃぶらせておいて（最新の機器を見せるが）、ムチをふる（交付対象物とは限らない）」と例えた方がいました。福祉用具全てを交付対象にすることは現実的ではありませんが、現状の流れに制度が追いついていないためにこれからもこういったストレスは続くと思われます。

## ◆今後に向けて◆

現状打破のためには、今の制度についてユーザー・中間ユーザー・製作、販売に関わる人達がより理解し、機器の情報とからめて問題点を挙げられるようになること。行政側は利用者の制度理解に必要な情報を誰もが見やすいところに提示していく工夫と、前例にとらわれない対応により両者が接点を得て新たな展開ができると思われます。交付申請は本人ないし家族から行う申請主義は原則としても、補装具の必要性と適合判定をユーザーの身近にいる日頃関わっている中間ユーザー、施設に委ねるシステムの要望。基準内申請に比べ決定までの時間を要する基準外申請。あいまいになっている現物給付。地域間格差。この他にも現制度についての指摘、問題点がSS研では挙げられていました。この様なことは、SS研が開催されている首都圏だけの問題ではないと思われます。利用しやすい交付制度にしていくため、みなさんも考えてみませんか。



# いて考える

## ◆アンケート内容・結果◆

職種別：中間ユーザー→25(PT・OT・教師。以下、中間)

製作→11 販売→6 不明→3

計→45

I 座位保持装置(補装具)交付の制度について 申請方法、交付方法など制度全般にわたっての考え方をお答え下さい。現在の制度について、ひとつだけ○をつけて下さい。

- 1:問題なし。
- 2:多少の問題はあるが、現状にあっている。
- 3:問題多いが、何とか工夫しながら利用できる制度である。
- 4:問題が多くて、改善を要する。
- 5:現状について、よくわからない。

回答	全体(45)	中間(25)	製作(11)	販売(6)	不明(3)
1:	0				
2:	1				
3:	10	7	2	1	
4:	17	3	9	4	1
5:	17	15		1	1

### 3または、4と答えた方へ

問題と考える項目について○をつけて下さい。(重複可)

- |              |                |
|--------------|----------------|
| a:申請方法、事務手続き | f:費用(価格)設定     |
| b:申請の流れ      | g:児童と成人の差      |
| c:交付基準       | h:地域差          |
| d:基準外申請のあり方  | i:新しい技術、材料への対応 |
| e:判定の位置付け    | j:制度に関する情報が不充分 |
| その他          | )              |

回答(重複回答)	全体(27)	中間(10)	製作(11)	販売(5)	不明(1)
a:申請方法、事務手続き	7	4	2	1	
b:申請の流れ	6	2	2	2	
c:交付基準	12	4	4	3	1
d:基準外申請のあり方	16	6	7	2	1
e:判定の位置付け	13	3	4	5	1
f:費用(価格)設定	16	3	10	2	1
g:児童と成人の差	12	4	6	2	
h:地域差	16	5	6	4	1
i:新しい技術、材料への対応	18	5	9	3	1
j:制度に関する情報が不充分	15	4	6	4	1
その他					

- 全身状態の悪い人を判定の会場まで同行しなければならない。判定の会場が遠い。窓口の人によって対応がまちまち(PT)
- 制度が実状にあっていないので、価格をあわせるために、書類上の操作をすることが当たり前になっている。(製作)
- さまざまな製品に対するそれぞれの評価の仕方があり、現在の補装具基準がすべての製品に当てはまらない。基準外でなくとも、それぞれの基準を作る必要があると感じる(販売)
- h:地域差・j:制度に関する情報が不充分については福祉事務所の方も坐位保持装置についてよく分かっていない様だ(製作)
- 自治体による独自の制度がある。県によって違う(製作)

### 5と答えた方へ

わからない理由についてひとつだけ○をつけて下さい。

- a:経験がない b:制度について知識不足 c:その他

回答	全体(17)	中間(15)	販売(1)	不明(1)
a:経験がない	8	7	1	
b:制度について知識不足	8	7		1
c:その他	0			
不明	1	1		

## II 座位保持装置の申請に関わったことがありますか

- 1:ある 児童(約 例) 成人(約 例) 基準外交付(約 例)
- 2:ない

回答	全体(45)	中間(Iで3・4選択=10)	中間(5選択=15)	製作(11)	販売(6)	不明(3)
1:ある	22	9	5	5	1	2
2:ない	20	1	9	4	5	1
不明:	3		1	2		

申請数はばらつきあり。児童、成人共に数例から製作側の数百例以上まで。基準外交付に関しては数例がほとんど関わったことがある22人の回答の内7人に記載あり。

### 1と答えた方へ

申請が却下されたことはありますか

- a:ない
- b:ある 児童(　　例) 成人(　　例)  
却下の理由がわかれれば簡単にご記入ください  
(　　)

回答 全体(22) 中間(3・4選択=9) 中間(5選択=5) 製作(5) 販売(1) 不明(2)

a:ない	13	5	3	4	1
b:ある	7	4	0	1	1
不明:	2		2		

却下の数は7人中多い人で9例(職種不明)ほとんどの人は数例。

### 却下の理由

- 歩ける(作業すると身体くずれる)座れる(手で支えれば)年齢(年とっている、まだ早い)(製作)
- 既製品であったため(PT)
- 3才で時期尚早。既製品で制度に入らない(PT)
- 交付基準の品目に入っていないことの理由(OT)
- 重度のケースに座位保持装置はいらないといわれた(PT)

## III その他意見があればご記入下さい

- 制度の改訂については、今後は介護保険とのからみで情報収集と検討をしていかなければならないと思います(製作)
- 制度に対する認識が都道府県(市町村)レベルで違います。制度が悪いといってみたところで、そのベースを作ってきた我々にも責任の一端はありますね。前向きにみんなで利用価値のある良い制度にしていきましょう。(製作)
- 特に補装具交付に関し、現在地域格差が大きく(例えば坐位保持装置の一度に2台交付不可など)統一性がまったくないのは問題だと思います。(販売)
- 坐位保持装置と車椅子の組み合わせの部分をもっと検討してほしい(販売)
- 新しい製品に対する価格設定がアンバランス。新しい価格が会員(工房)に対して知らせるシステムがない(製作)
- 協会ですら価格変更の情報をキャッチできず、また、得られた情報を会員、施設の方々、保護者の方々へ伝達するシステムがない。また、要望(施設、保護者)を協会、厚生省に伝える手段が明快でない(製作)
- 知識不足のためになにが問題となるかまではわからないのが現状です。しかし、新しい製品や外国製品等で、必要とされる子供たちに使ってもらいたくとも制度上の問題でもめることは何回かありました。(PT)
- 成人大きな原因になっています。(OT)
- 修理が意外と生じるので修理判定もきちんと定めた方が良い。高齢者は坐位保持装置の判定が通らないと聞いたことがある。高齢者だからと除外するのはなくケースバイケースで評価検討の上で、一人一人のQOLを尊重する制度の基準に向上すべきだ(PT)
- 車椅子と坐位保持装置は現状では別制度であるが、本来一緒に使われることの多いものであり交付基準全体の改善が必要である(OT)